



環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成18年10月6日

名古屋市長 松原武久

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業が実施される茶屋新田地区は、本市の西部に位置し、水田を中心に農地としての土地利用がされている地域です。本事業は、茶屋新田地区に良好な市街地を形成することを目的としていますが、水田には、ヒートアイランド現象の緩和や保水・遊水機能、生物の生息環境など様々な環境保全機能があることから、事業の実施に当たっては、環境の保全に十分な配慮が望まれます。

そのため、環境影響評価書の作成に当たっては、環境影響評価準備書に記載された事項に加え、以下の事項について対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関すること

- (1) 事業の実施により失われる水田等が有していた機能を保全するため、可能な限り自然環境等の保全に配慮するなど、自然と親しめる公園の整備に努めるとともに、幹線道路においては、街路樹の整備や透水性舗装を積極的に採用するなど緑化等の推進を図ること。
- (2) 保水・遊水機能を確保することが重要であることから、雨水調整池の規模を記載すること。

2 環境影響評価に関すること

(1) 大気質

- ア 建設機械の大気汚染の予測対象時期について、影響が最大となる時期あるいは排出量が最大となる時期が明らかとなるよう、排出量の経月変化等を示すこと。
- イ 事業の実施による大気汚染の影響を極力低減するため、排出ガス対策型の建設機械及び最新の排出ガス規制に適合した工事用車両を積極的に採用すること。
- ウ 粉じん対策等として種子散布を行う際には、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めること。

(2) 騒音・振動

- ア 建設機械騒音の予測結果及び環境保全のための措置について、予測結果の値が基準値に近いことから、「環境影響の程度は極めて小さい」という記述を見直すこと。
- イ 建設機械騒音・振動の予測に当たって、音源の位置が示されていないので、図面等により分かり易く記載すること。
- ウ 工事用車両の騒音・振動の予測に当たって、設定交通量が日発生台数しか示され

ていないため、大気質と同様に予測地点毎の車種別交通量を記載すること。

エ 斎場施設の稼働に伴う騒音・振動の予測に当たって、建物配置、騒音・振動発生施設の位置等が示されていないので、図面等により分かり易く記載すること。

(3) 悪臭

ア 類似施設である名古屋市八事斎場における調査で、風向が北であるにもかかわらず、調査地点が東側敷地境界となっていることの妥当性について記載すること。

イ 類似事例から予測結果を導き出す過程が分かり難いため、類似施設の煙源と敷地との距離、排出ガスの処理方法等について示した上で予測結果の妥当性について記載すること。

(4) 地盤

圧密沈下時間の予測に当たって、根拠とした圧密係数と平均圧密圧力の関係を示すこと。

(5) 動物・植物・生態系

ア コギシギシの環境保全措置について、斎場予定地の北側に整備される自然環境に配慮した公園における播種等、事業実施区域内での措置についても検討すること。

イ コイヌガラシについては、事業実施区域外に多数確認されているが、名古屋市版レッドデータブックでは絶滅危惧種に選定されているため、コギシギシと同様に自然環境に配慮した公園における環境保全措置を検討すること。

ウ 事業実施区域外での環境保全措置については、事業者以外が実施主体となるため、その措置が実施されるよう十分に留意すること。

(6) 景観

ア 幹線道路や斎場の存在については予測の対象として考えられるため、幹線道路の植栽や斎場施設についても追加して予測評価を行うこと。

イ 予測対象時期として造成工事後の予測結果を示しているが、参考として将来、住宅等が建設された後のイメージ図を追加記載すること。

ウ 斎場施設の整備に当たっては、植栽等を配し、美しい景観となるよう配慮すること。

(7) 廃棄物等

廃棄物等の予測結果について、発生量の算定根拠が示されていないので記載すること。

3 事後調査に関すること

事業実施区域内においてコギシギシ等の環境保全措置を実施する場合についても、その効果の程度を明らかにする必要があるため、事後調査を適切に実施すること。

4 その他

(1) 事業実施区域及びその周辺地域は、海拔 0 メートル地帯であることから、雨水排水施設の適切な維持管理等について関係機関への働きかけを行うなど、当該地域の安全性向上に努めること。

(2) 評価書の作成に当たっては、市民意見に適切に対応するとともに分かり易い内容となるよう努めること。